

## 令和2年度ベビーシッター派遣事業の注意事項

### ○ 承認手続きの簡素化について

令和2年3月（1日～25日）に承認通知書の交付を受けた承認事業主の、令和2年度の承認の手続きについては、次の通りとします。

- ・ 割引券申込書の提出のみで承認の申請があったものとみなします。
- ・ 担当者届に変更がある場合は、割引券申込書に併せて提出してください。
- ・ 労働者数の変更により、実施要綱に規定する割引券の年間の発行限度枚数を超える場合や、令和2年2月29日以前に承認通知書の交付を受けた承認事業主は、この承認手続きの簡素化の対象となりませんので、通常の承認申請を行って下さい。

### ○ 割引券の発行

- ・ 年間の発行限度枚数に上限はありません。
- ・ ただし、1回に申し込める割引券の枚数は労働者数に応じて次のとおりとします。

労働者数が 1,000 人未満の場合 . . . . . 1,200 枚

労働者数が 1,000 人以上 2,000 人未満の場合 . . . 2,400 枚

労働者数が 2,000 人以上 3,000 人未満の場合 . . . 3,600 枚

労働者数が 3,000 人以上の場合 . . . . . 4,800 枚

- ・ 特例措置は令和3年3月31日前に終了することもありますので、割引券の申込みは複数回に分けるなど、状況を見ながら適切な枚数をお申込み下さい。

### ○ 割引券の特例措置による使用について

- ・ 特例措置による割引券の使用は、1日対象児童1名につき5枚まで、1か月で1家庭120枚までで、年間の上限枚数はありません。
- ・ 小学校等の休校、保育園の休園、登園自粛要請などの事由を必ず割引券の事由欄に記入して下さい。
- ・ 割引券の事由欄に記入がない場合には通常分の使用とし、1日対象児童1名につき1枚とします。
- ・ 対象児童と非対象児童が同時に使用する場合は、対象児童は5枚まで、非対象児童は1枚となります。

#### <事由欄の記入例>

○月○日 △△小学校 休業のため（日付は利用日です）

- 実施の期間について
  - ・ 令和2年度の特例措置の実施期間、割引券の使用に係る遡及期間については、後日、内閣府より指示があります。
  
- 非課税措置について
  - ・ 特例措置による割引券の使用については、非課税所得となります。